

令和6年9月25日

京都市上下水道局

担当 水道部施設課

電話 075-672-7766

担当 水質管理センター水質第1課

電話 075-771-5380

水道水の臭気について（終報） ～水質基準に適合しています～

令和6年8月15日付けで、水道水中のジェオスミン（かび臭の原因物質）濃度の水質基準値超過を発表しておりましたが、現在は水質基準値以下の水道水を安定して供給できていることを確認しておりますのでお知らせします。今後も引き続き、安全・安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

1 概要

令和6年8月15日から9月4日までの間は、市内（山間地域を除く。）の給水栓（蛇口）で採水した水道水で、ジェオスミン濃度が、水質基準値（10ng/L以下）を超過する日がありましたが、それ以降は水質基準値以下であることを確認しております。

なお、現在も琵琶湖において、ジェオスミンを産生する植物プランクトン（アナベナ）が発生しており、引き続き、水質監視体制を強化するとともに、粉末活性炭注入等による浄水処理の強化を行い、臭気の低減に努めています。

※ng：1ナノグラム（ng）は1グラム（g）の10億分の1

2 水道水の使用について

ジェオスミンに毒性はなく、飲用いただいても健康への影響はありません。飲用等にお使いになる際、臭気が気になる方は、やかん等で沸騰させたのち、ふたを取って5～6分間煮沸することで、臭気を低減できます。

ただし、一度沸騰させた水道水は消毒効果がなくなるので、お早めに御使用ください。

3 お問い合わせ先

【浄水処理に関すること】

水道部施設課

電話 075-672-7766

【水質に関すること】

水質管理センター水質第1課

電話 075-771-5380